

# imaima・会則

(名称)

第1条 この会は「imaima・(イマイマ・)」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は石川県白山市七原町チ 16-3 に置く。

(目的)

第3条 この会は、自然・子育て・学び環境・手づくり・食など社会生活の様々なシーンにおいて「あればいい」「なればいい」を実現させるため、より良い環境・社会となるよう主体的に行動し発信します。今、いまを大切に未来につなぐ活動することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「かたらんけプロジェクト」高校生と社会人や大学生の対話の場づくり
- (2) 「綿の輪」耕作放棄地や里山をフィールドにした  
オーガニックコットンの参加型体験栽培
- (3) その他この会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員、賛助会員、協力会員とする。

その会費及び資格は総会が定める。(会員費はなし 平成28年4月時点)

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

- (1) 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- (2) 総会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。
  - ・年度事業計画及び予算
  - ・年度事業報告及び決算の承認
  - ・役員を選任
  - ・本会の解散、合併に関する事項
  - ・会員の除名に関する事項
  - ・その他、本会の運営に関する重要事項

- (3) 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。
- (4) 役員会は役員の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決を決する。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会議の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第9条 この会に 3 名以上の役員をおく。

会長（1 名） 会長は本会を統括し代表する。

副会長（若干名） 副会長は会長を補佐する。

役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。

(事業年度)

第 10 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 11 条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(細則)

第 12 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第 13 条 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。